◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第531号（R1.11.22）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝8件（11月15日～11月21日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)乗合バスの車内事故①
(3)乗合バスの車内事故②
(4)乗合バスの車内事故③
(5)貸切バスの衝突事故①
(6)貸切バスの衝突事故②
(7)法人タクシーの死傷事故①
(8)法人タクシーの死傷事故②

2.トピック
(1)ボルトの錆や左後輪に注意！車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」
(2)自動車検査証の有効期間の再伸長について
(3)ローマ法王来日に伴う警備協力について
(4)トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度が本日スタート～貨物自動車運送事業法改正に伴い関係通達を整備しました～

◇◇◇

1.重大事故等情報＝8件（11月15日～11月21日分）
(1)乗合バスの衝突事故
11月15日(金)午前9時20分頃、北海道の市道の交差点において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客41名を乗せ運行中、前方で右折待ちをしていた法人タクシーに衝突した。
この事故により、乗合バスの乗客16名と法人タクシーの運転者の計17名が軽傷を負った。

(2)乗合バスの車内事故①
11月15日(金)午後0時10分頃、宮崎県の国道のバス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せ運行中、発車する際に、乗客1名が転倒した。

この事故により、乗客が重傷を負った。

(3)乗合バスの車内事故②
11月19日(火)午前9時18分頃、埼玉県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せ運行中、対向のバスをやり過ごそうと一時停止し、その後発進した際に、別の座席に移ろうと立ち上がった乗客1名が転倒した。
この事故により、乗客が重傷を負った。

(4)乗合バスの車内事故③
11月20日(水)午後5時28分頃、鹿児島県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客17名を乗せ運行中、交差点を左折したところで、ハンドルの上に毛ばたきが落ちハンドル操作が不能になったため、急制動をかけたところ、座っていた乗客1名が通路に転倒した。
この事故により、乗客が重傷を負った。

(5)貸切バスの衝突事故①
11月16日(土)午後5時20分頃、北海道の高速道路において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客20名を乗せ運行中、前方の道路上で単独事故を起こし停止していた乗用車に衝突した。
この事故により、乗用車の同乗者1名が死亡、運転者が重傷を負った。

(6)貸切バスの衝突事故②
11月20日(水)午後7時10分頃、群馬県の国道の交差点において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客26名を乗せ運行中、赤信号に従い停車していたところ、軽自動車が衝突した。
この事故により、軽自動車の運転者が死亡した。

(7)法人タクシーの死傷事故①
11月19日(火)午前1時50分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道を渡っていた歩行者1名をはねた。
この事故により、歩行者は死亡した。
事故当時、当該タクシー側の信号は青だった模様。

(8)法人タクシーの死傷事故②
11月21日(木)午前0時23分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道上に座り込んでいた歩行者1名をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

上記8件の死傷者数計：死亡4名、重傷4名、軽傷17名（速報値）

◇◇◇

〇対象車両
対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年１０月１５日から１１月２８日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については１２月１５日）までのもの

〇措置内容
自動車検査証の有効期間を１１月２９日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については１２月１６日）まで伸長

〇継続検査の手続き
対象車両については１１月２９日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については１２月１６日）までに継続検査を受検すれば、引き続き自動車をご使用いただけます。
なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

〇自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが１１月２９日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については１２月１６日）を限度として猶予されます。
詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

２．今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000229.html

---

(3) ローマ法王来日に伴う警備協力について
（配信日：R1.11.15）

ローマ法王フランシスコ台下（以下「ローマ法王」という。）は、東京において天皇陛下の御会見、安倍首相との会談、被爆地広島、長崎訪問等のため、本年１１月２３日から２６日までの間、来日する予定です。
ローマ法王は、バチカン市国の元首であるばかりでなく、全世界にまたがるカトリック信徒の頂点に立つ最高指導者であり、その国際的影響力は極めて大きいことから、今般、警察庁警備局長よりローマ法王来日に伴う警備協力について要請がありました。
つきましては、自動車運送事業関係者の皆様におかれまして、改めてテロ対策の徹底を図って頂きますよう、お願いいたします。

---

(4) トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度が本日スタート
～貨物自動車運送事業法改正に伴い関係通達を整備しました～
（配信日：R1.11.1）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」については、本日から施行されます。これに伴い、必要な関係通達の整備を行いました。

１．背景
トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため、昨年、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われ、①、②については本日から施行することとされています。
これらの改正に伴い、本年８月１日及び１１月１日に関係省令等を公布・発出しており、これらの関係省令等についても本日から施行します。
※③については令和元年７月１日に施行済み。④については公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

２．関係省令・通達の主な内容
【本年８月１日に公布・発出分】
本年８月１日に第１弾となる関係省令・通達を公布・発出しています。
（参考：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000192.html）

【本年１１月１日に発出分】
①行政処分等の基準の見直し
改正法により新設又は改正された事項の違反行為に対し、新たに処分量定の新設を行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行いました。
②荷主勧告制度の改正
トラック事業者の法令違反行為に荷主の関与が認められた場合等に警告書を発出する対象に、「違反行為に係る荷主が過去３年以内に、支社等の別・法令違反行為の種別を問わず５回の協力要請を受けた場合」を追加しました。
③悪質な法令違反に関する早期改善の徹底
３０日間の事業停止に相当する違反（例：運行管理者不在等）があった場合など輸送の安全に係る特定の違反事実が確認された場合に、輸送の安全確保命令を発出することとするなど、悪質違反の早期改善を促すための通達を制定しました。

３．スケジュール

施行：令和元年11月１日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000199.html

◇◇◇

◆◆◆